



熊本県公報

第 1 2 5 7 9 号
平成 28 年 12 月 13 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (") 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療機関(精神通院医療)の更新…………… (") 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 2
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (くらしの安全推進課) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の区域変更…………… (") 3
- 保安林の指定の予定…………… (森林保全課) 4
- 保安林の指定の予定…………… (") 4
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 4
- 道路の供用開始…………… (") 5

公 告

- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 5
 - 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 5
 - 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 6
 - 土地改良区土地改良事業計画変更の適否決定…………… (農村計画課) 6
 - 土地改良区土地改良事業計画変更の適否決定…………… (") 7
 - 土地改良区土地改良事業計画変更の適否決定…………… (") 7
 - 道路の位置指定…………… (建築課) 7
 - 道路の位置指定…………… (") 7
 - 道路の位置指定…………… (") 7
 - 道路の位置指定…………… (") 8
 - 真空脱脂焼結炉の調達に係る落札者の決定…………… (管理調達課) 8
 - 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 8
 - 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 9
 - 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 10
 - 換地計画の決定…………… (農地整備課) 11
 - 平成 29 年度及び平成 30 年度指名願受付及び技術事項等評価項目申請受付(県内工事)…………… (監理課) 11
 - 熊本都市計画地区計画(拾八町第三地区地区計画)の決定(合志市決定)…………… (都市計画課) 14
 - 熊本都市計画地区計画(大摩原第二地区地区計画)の決定(合志市決定)…………… (") 14
- 登 載 依 頼
- 技能教育施設の指定等に関する細則の一部を改正する規則…………… (高校教育課) 14

告 示

熊本県告示第 1 0 5 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 28 年 12 月 13 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
有明成仁病院短期入所事業所	医療法人社団聖和会 玉名郡長洲町宮野 2 7 7	短期入所	平成 28 年 12 月 2 日

玉名郡長洲町宮野277 5	5 木通 隆行		
------------------	------------	--	--

熊本県告示第1054号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成28年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
よほう苑 合志市須屋1635番地 59	特定非営利活動法人 余 芳舎 熊本市中央区京町本丁8 番12号 今坂 晋典	就労継続支援A型	平成28年1 2月5日

熊本県告示第1055号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成28年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
みらい薬局 人吉市駒井田町210番地15	平成28年12月1日
そうごう薬局合志店 合志市須屋字中ノ平1415番地6	平成28年12月1日
西原町すこやか調剤薬局 荒尾市西原町一丁目5番1	平成28年12月1日

熊本県告示第1056号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
雨宮	相良村川辺	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
上下坂A	相良村四浦	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
六藤A	相良村四浦	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
平川A	相良村四浦	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
中ノ原A	相良村四浦	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり

永江C	相良村川辺	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
-----	-------	---------	---------	---------

(別図1から別図6までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1057号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成28年12月5日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成28年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	痴漢電車 淫コースは夢いっぱい！（オーピー） 演歌の女 乱れ慕情艶景色（オーピー） 襦袢の温もり 死ぬほどイカせて（新日本映像） 淫湯 むめり股（新東宝） 豊丸の変態クリニック（新日本映像）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第1058号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年12月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本嘉島線	上益城郡嘉島町大字犬渕字塔ノ本 582番1地先から 上益城郡嘉島町大字犬渕字居屋敷 252番地先まで	前	16.1 ～ 37.1	741.1	災害復旧
			後	16.1 ～ 37.1		
				12.67 ～ 48.7	729.8	

2 区域を変更する期日 平成28年12月13日

熊本県告示第1059号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年12月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本嘉島線	上益城郡嘉島町大字下仲間字高町 769番1地先から 上益城郡嘉島町大字上仲間字塘添	前	27.9 ～ 44.3	1595.0	災害復旧
			後	27.9 ～		
				1595.0		

		394番8地先まで	後	44.3	
				11.6	
				～	1595.0
				50.5	

2 区域を変更する期日 平成28年12月13日

熊本県告示第1060号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成28年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町木早川内字射場ノ本526番1、526番2
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1061号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成28年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡御船町大字田代字森ノ木4874番、4875番、4877番1、4877番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字森ノ木4874番・4875番・4877番1・4877番2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに御船町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1062号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成28年12月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成28年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	氷川八代線	八代郡氷川町大野字本山 269番1地先から 同所 241番地先まで	131.3	防安交 (道路改良)

2 供用を開始する期日 平成28年12月13日

熊本県告示第1063号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年12月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水俣線	水俣市古里字堂前 1314番5地先から 同所 1315番3地先まで	44.6	単道改 (舗装新 設)
		水俣市古里字尾廻 1225番3地先から 同所 1211番2地先まで	115.2	

2 供用を開始する期日 平成28年12月13日

公 告

熊本県公告第750号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年12月13日から同月26日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年12月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
菅 誠輝	菊池市泗水町吉富	菊池市泗水町吉富字中川原991番ほか1筆
株式会社坂田商店	福岡県みやま市瀬高町	菊池郡菊陽町大字辛川字下乙若2684番1ほか1筆
中村 正光	熊本市北区龍田	菊池郡菊陽町大字辛川字上山立窪887番1ほか1筆
株式会社きくよう アグリ	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字辛川字上乙若2727番
中野尾 晃	玉名市玉名	玉名市河崎字江畑176番

2 申請年月日 平成28年11月22日

熊本県公告第751号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年12月13日から同月26日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年12月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人秋津 営農組合	熊本市東区沼山津	熊本市東区秋津町沼山津字上内2416 番ほか14筆
中村 靖	熊本市西区河内町河 内	熊本市西区西松尾町字竹洞4869番1 ほか16筆
井手 光治郎	熊本市南区海路口町	熊本市南区奥古閑町字中前通719番1 ほか3筆
桑原 孝志	熊本市南区城南町島 田	熊本市南区城南町島田字宫里682番5
松永 壽昭	熊本市南区城南町島 田	熊本市南区城南町宮地字水洗233番
中村農産株式会社	熊本市南区城南町東 阿高	熊本市南区城南町隈庄字深町146番ほ か2筆
陣 清孝	熊本市南区城南町丹 生宮	熊本市南区城南町丹生宮字東小島789 番ほか4筆
農事組合法人熊本 すぎかみ農場	熊本市城南町永	熊本市南区城南町高字獅々渦845番ほ か5筆

2 申請年月日
平成28年11月22日

熊本県公告第752号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年12月13日から同月26日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社百木ファ ーム	葦北郡芦北町米田	葦北郡芦北町大字豊岡字塘添161番1 ほか4筆
農事組合法人エコ ロジックファーマ ー	上天草市松島町教良 木	上天草市松島町教良木字中田3458番 1ほか2筆

2 申請年月日
平成28年11月25日

熊本県公告第753号

熊本市に事務所を置く天明土地改良区理事長村上義博から認可の申請があった土地改良事業（維持管理）計画の変更については、平成28年12月5日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して審査の請求をすることができる。

平成28年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成28年12月14日から平成29年1月18日まで
- 縦覧の場所
熊本市役所
天明土地改良区事務所

熊本県公告第754号

熊本県に事務所を置く大門樋土地改良区理事長井上恵一から認可の申請があった土地改良事業（維持管理）計画の変更については、平成28年12月5日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して審査の請求をすることができる。

平成28年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年12月14日から平成29年1月18日まで
- 3 縦覧の場所
熊本市役所
天明土地改良区事務所

熊本県公告第755号

熊本県に事務所を置く三本松土地改良区理事長田中政憲から認可の申請があった土地改良事業（維持管理）計画の変更については、平成28年12月5日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して審査の請求をすることができる。

平成28年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年12月14日から平成29年1月18日まで
- 3 縦覧の場所
熊本市役所
天明土地改良区事務所

熊本県公告第756号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成28年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 山鹿市中800番地5
- 2 築造者の氏名 桑原ツモル
- 3 道路の位置 山鹿市中字栗林799番10、同字799番12、同字799番13、及び同字800番6
- 4 道路の幅員 4.15メートルから4.17メートルまで
- 5 道路の延長 34.90メートル
- 6 指定年月日 平成28年11月24日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建一第77号

熊本県公告第757号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成28年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池郡大津町大字引水865番地10
- 2 築造者の氏名 有限会社大永不動産
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字引水字古荘谷880番14
- 4 道路の幅員 5.03メートルから5.31メートルまで
- 5 道路の延長 34.80メートル
- 6 指定年月日 平成28年11月24日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建二第149号

熊本県公告第758号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成28年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池郡大津町大字大津2127番地
- 2 築造者の氏名 河本隆夫
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字大津字鍛冶ノ上1317番3
- 4 道路の幅員 6.05メートル
- 5 道路の延長 38.05メートル
- 6 指定年月日 平成28年11月29日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建二第152号

熊本県公告第759号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成28年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市東区健軍一丁目27番1号
- 2 築造者の氏名 株式会社愛住宅
- 3 道路の位置 菊池郡菊陽町大字津久礼字中屋敷587番1
- 4 道路の幅員 5.00メートル
- 5 道路の延長 40.27メートル
- 6 指定年月日 平成28年11月24日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建二第150号

熊本県公告第760号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。
平成28年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
真空脱脂焼結炉 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年11月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社イケダ科学
熊本市東区錦ヶ丘16番7号
- 5 落札金額
35,208,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,608,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成28年9月30日

熊本県公告第761号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。
当該農用地利用配分計画は、平成28年12月13日から同月26日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
平成28年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人伊倉	玉名市宮原	玉名市伊倉北方字上川成100番ほか481筆

農事組合法人伊倉	玉名市宮原	玉名市伊倉北方字明神ノ元 3 7 番 3 ほか 6 筆
農事組合法人伊倉	玉名市宮原	玉名市北牟田字居屋敷 2 2 番ほか 9 筆
岩村 一盛	玉名市伊倉南方	玉名市伊倉南方字外牟田 6 5 7 番 1 ほか 2 筆
浦谷 幸司	玉名市伊倉北方	玉名市伊倉南方字尾坪 4 7 7 番 1 ほか 1 筆
小北 昭文	玉名市伊倉北方	玉名市北牟田字大堀 5 9 5 番 8 9
小山 勝男	玉名市横田	玉名市横田字橋ノ詰 5 6 5 番 1 ほか 2 筆
小山 勝之	玉名市伊倉北方	玉名市伊倉南方字土器 9 9 0 番
小山 勝良	玉名市横田	玉名市横田字前田 3 6 5 番 1 ほか 3 筆
小山 高廣	玉名市横田	玉名市横田字前田 3 5 8 番ほか 2 筆
木下 裕喜	玉名市伊倉南方	玉名市伊倉南方字前牟田 1 0 9 3 番 3
後藤 浩二	玉名市横田	玉名市宮原字橋ノ詰 8 7 8 番 1
坂口 一男	玉名市伊倉南方	玉名市伊倉南方字外牟田 6 4 7 番 1 ほか 1 筆
阪西 竜一	玉名市横田	玉名市伊倉南方字外牟田 6 3 9 番 1 ほか 1 筆
坂西 良治	玉名市横田	玉名市横田字前田 3 5 4 番ほか 1 筆
田口 正信	玉名市伊倉南方	玉名市伊倉南方字外牟田 6 3 6 番
竹下 幸治	玉名市横田	玉名市横田字島ノ元 2 7 2 番
田代 孝之	玉名市伊倉南方	玉名市伊倉南方字尾坪 5 1 5 番 2 ほか 4 筆
谷口 耕二	玉名市宮原	玉名市伊倉南方字塘添 7 6 8 番 1
西口 健二	玉名市横田	玉名市宮原字橋ノ詰 8 7 7 番 1 ほか 2 筆
西口 敏昭	玉名市片諏訪	玉名市伊倉南方字外牟田 6 3 5 番
西野宮 博光	玉名市横田	玉名市横田字橋ノ詰 5 7 7 番
東 英治	玉名市宮原	玉名市伊倉南方字矢篠尾 4 4 1 番 1 ほか 2 筆
村上 幸男	玉名市片諏訪	玉名市伊倉南方字矢篠尾 4 4 9 番 1 ほか 1 筆
池本 重徳	玉名郡長洲町腹赤	玉名郡長洲町大字清源寺字東牟田 2 8 6 5 番ほか 9 筆
中嶋 砂和子	玉名郡長洲町腹赤	玉名郡長洲町大字清源寺字中島 2 5 4 番ほか 4 筆
島川 俊昭	玉名郡長洲町宮野	玉名郡長洲町大字永塩字塘東 2 1 3 7 番

2 申請年月日
平成 2 8 年 1 1 月 2 4 日

熊本県公告第 7 6 2 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日から同月 2 6 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
鶴田 貴大	上益城郡嘉島町下六嘉	上益城郡嘉島町大字下六嘉字迂り石 3 3 番 1

農事組合法人津志田	上益城郡甲佐町津志田	上益城郡甲佐町大字津志田字宮下2218番ほか3筆
矢仁田 秀典	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字瀬戸原4540番1ほか4筆
橋本 康修	上益城郡山都町御所	上益城郡山都町下名連石字長草2852番ほか9筆
藤本 平和	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字上高楠5687番24
成瀬 智寿	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字菅牟田4009番
井手 孝之	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字樋ノ口1208番1ほか2筆
藤山 伊織	上益城郡山都町御所	上益城郡山都町御所字蕨原3303番ほか8筆
山下 九州男	上益城郡山都町御所	上益城郡山都町御所字上中川3908番4ほか2筆
山下 秀喜	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町御所字力石5079番
小糸 鉄也	阿蘇市狩尾	阿蘇市永草字西明神山184番ほか10筆
山崎 重幸	阿蘇市蔵原	阿蘇市小倉字塔ノ本134番1ほか9筆
立石 翼	阿蘇市黒川	阿蘇市乙姫字中川原上272番ほか11筆
河瀬 康雄	阿蘇市永草	阿蘇市永草字東明神山1番2ほか1筆
岩下 雄治	阿蘇市三久保	阿蘇市内牧字内浜川683番ほか10筆
中西 洋介	阿蘇市山田	阿蘇市小野田字池田378番3ほか3筆

2 申請年月日
平成28年11月24日

熊本県公告第763号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年12月13日から同月26日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
上田 学	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字鬼除929番ほか2筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字鬼除35番〕
倉田 勝男	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1551番ほか6筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田20番2ほか3筆〕
島野 勇一	玉名市岱明町鍋	玉名市岱明町扇崎字下牟田1592番ほか2筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田14番1ほか1筆〕

島野 勇一	玉名市岱明町鍋	玉名市岱明町扇崎字下牟田1556番 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田14番4〕
小路 信一	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1531番1 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田25番〕
土本 倫生	玉名郡長洲町長洲	玉名市岱明町扇崎字五反田985番 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田28番2〕
西山 修	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字上牟田1415番ほか5筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田17番ほか1筆〕
野添 忍	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1521番 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田26番〕
藤森 康德	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字鬼除937番ほか2筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字鬼除34番2〕
藤森 康德	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1570番 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田28番1〕
藤森 康德	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1499番ほか1筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田27番1〕
前本 道德	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1514番ほか4筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田19番ほか1筆〕

2 申請年月日
平成28年12月6日

熊本県公告第764号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営七浦地区（深川換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了日の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成28年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成28年12月14日から
平成29年 1月18日まで
- 2 縦覧の場所 水俣市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第765号

平成29年度及び平成30年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札

又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする熊本県内に主たる営業所を有する建設業者の競争入札への参加に必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査申請の方法等について、次のとおり公告する。

平成28年12月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

第1 平成29・30年度熊本県工事入札参加者資格審査申請について

1 申請の対象者

平成29年度及び平成30年度において熊本県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする建設業者で、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 熊本県内に主たる営業所を有すること。
- (2) 平成28年度の経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を完了していること（経営規模等評価申請書（建設業法施行規則別記様式第25の11）に審査済印があること）。

2 申請の受付

(1) 申請の方法

次のいずれかの方法によること。

- ア 郵送（簡易書留に限る。また、申請書（副本）の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）
- イ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者に限る。）

(2) 受付期間

ア 郵送の場合

平成29年1月10日（火）から平成29年1月20日（金）まで（平成29年1月20日の消印有効）

イ 持参の場合

平成29年1月12日（木）から平成29年1月20日（金）まで

受付時間：午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

(3) 提出先

ア 郵送の場合

〒862-8570（県庁専用郵便番号）

熊本県土木部監理課建設業班

イ 持参の場合

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁行政棟本館地下1階 監理課入札室

3 提出書類及び提出部数

(1) 平成29・30年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事）（別記様式1） 2部

(2) 個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式2） 2部

(3) 経営事項審査において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」であった者で、平成28年12月31日までに当該保険に加入した場合は、次に掲げる書類を提出 1部

ア 経営事項審査添付書類「使用人の一覧（技術関係使用人、技術職員名簿に記載できない使用人）」（平成28年9月30日現在の職員について、加入状況を確認しますので、基準日以降に職員の変更があった場合は、使用人一覧を朱書き訂正してください。）

イ 雇用保険に関する労働保険概算・確定保険申告書及び領収書又は完納証明書（基準決算の前期から審査基準日までのもの。ただし、審査基準日時点で加入していない場合は、加入月から平成28年12月31日までに支払期限が到達している領収書又は完納証明書）

ウ 社会保険の標準報酬決定通知書（直近のもの）及び領収書又は完納証明書（基準決算の前期から審査基準日までのもの。ただし、審査基準日時点で加入していない場合は、加入月から平成28年12月31日までに支払期限が到達している領収書又は完納証明書）

第2 平成29・30年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請について

1 申請の対象者

平成28年度に、「平成29・30年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事）」を提出し、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事又は舗装工事のいずれかを希望した建設業者のうち、次のいずれかに該当する者

(1) 平成27年1月から平成28年12月までの間に、熊本県が発注した工事について、契約後VE提案が採択された実績のある者

(2) 障害者の雇用促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく法定雇用率が適用される者で平成28年6月1日現在において法定雇用率を達成している者又は法定雇用率が適用されない者で障がい者を1人以上雇用している者

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は専修学校を平成25年度、平成26年度又は平成27年度に卒業した者を採用し、かつ、これらの者について、6か月を超える常勤雇用の実績がある者

(4) 平成28年9月30日現在において、育児休業制度及び介護休業制度の両制度をいずれも就業規則等で定めている者

- (5) 平成27年1月から平成27年12月までの間及び平成28年1月から平成28年12月までの間のいずれの期間にもボランティア活動の実績がある者、平成28年12月31日現在で常勤の従業員若しくは役員が県内の消防団に入団している者又は平成28年12月31日現在で保護観察者の協力雇用主の登録を行っている者
- (6) 平成28年9月30日現在において、エコアクション21の認証を取得している者
- (7) 平成27年1月から平成28年12月までの間に建設業以外の分野（以下「新分野」という。）に進出し、5百万円以上の支出を行った者又は新分野の事業を営む新会社の設立に伴い5百万円以上の支出を行った者
- (8) 平成28年9月30日現在において、熊本県又は熊本県内市町村と防災協定を締結している者
- (9) 平成23年10月から平成28年9月までの間に従業員若しくは役員に継続学習制度（CPD(S)）の単位を取得させた実績のある者
- (10) 平成24年1月から平成28年12月までの間に、特許権の設定登録又はNETIS（新技術情報提供システム）への登録又は熊本県土木部「新技術・新工法活用システム」への登録が行われた実績のある者
- (11) 平成27年1月から平成28年12月までの間に、大臣又は知事から表彰を受けた実績のある者
- (12) 平成28年9月30日現在において、舗装用機械を保有し施工体制を整えている者
- (13) 平成28年9月30日現在において、常勤性のある舗装施工管理技術者を雇用している者
- (14) 平成28年度に受審した経営事項審査の審査基準日以降平成28年9月30日までに技術者に係る変更があった者
- (15) 平成24年4月1日以降に企業合併等を行い、熊本県の合併特例措置の適用を受けている者
- (16) 平成14年4月1日から平成28年12月31日までの間に完成した工事（公共工事に限る。）において、高度な技術等を要する土木一式工事の施工実績のある者
- (17) 平成23年10月1日から平成25年9月30日までの間に満35歳未満の者を採用し、平成28年9月30日現在で3年以上継続雇用している者
- (18) 平成26年1月から平成28年12月までの間に従業員若しくは役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく不当要求防止責任者講習を受講させた実績のある者
- (19) 熊本県地球温暖化対策計画書又はエコ通勤配慮計画書（平成28年度以降有効なものに限る。）を任意で提出している者
- (20) 熊本市の政令指定都市移行に伴い、県から熊本市に移譲された国道・県道に係る工事及び水前寺江津湖公園に係る工事（平成24年4月1日から平成28年12月31日までの間に竣工検査が行われたものに限る。）の成績評点がある者

2 申請の受付

次のいずれかの方法によること。

(1) 申請の方法

- ア 郵送（簡易書留に限る。また、申請書（副本）の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）
- イ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者に限る。）

(2) 受付期間

- ア 郵送の場合
平成28年12月13日（火）から平成29年1月20日（金）まで（平成29年1月20日の消印有効）
- イ 持参の場合
平成29年1月12日（木）から平成29年1月20日（金）まで
受付時間：午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

(3) 提出先

- ア 郵送の場合
〒862-8570（県庁専用郵便番号）
熊本県土木部監理課建設業班
- イ 持参の場合
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館地下1階 監理課入札室

3 提出書類及び提出部数

- (1) 平成29・30年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請書 2部
- (2) 知事が別に定める添付書類 1部

第3 資格審査及び結果通知

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号）に基づき、入札参加者

資格の有無及び格付について審査を行う。不足のある者並びに経営事項審査における総合評定の3及び第2の3に掲げる書類及び直近の経営規模等評価結果通知書兼総合評定値の請求を行っていない業種及び実績がない業種については、申請を受け付けない。

3 経営事項審査において、「完成工事高」に雇用保険、健康保険又は厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」となっている者の申請は受け付けない。

ただし、経営事項審査時に雇用保険、健康保険又は厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」であった者で、平成28年12月31日までに当該保険に加入し、かつ、当該保険料の未納がない者又は適用除外となった者は、この限りではない。

4 審査の結果は、平成29年3月末までに文書にて通知する予定である。

第4 入札参加者資格の有効期間は、平成29年4月1日から次期の資格認定日の前日までとする。

第5 問合せ先
 熊本県土木部監理課建設業班 県内指名願・格付担当
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話096-333-2485

熊本県公告第766号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により合志市から熊本都市計画地区計画（拾八町第三地区地区計画）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年12月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第767号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により合志市から熊本都市計画地区計画（大摩原第二地区地区計画）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年12月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

登載依頼

技能教育施設の指定等に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月13日

熊本県教育長 宮尾千加子

熊本県教育委員会規則第13号

技能教育施設の指定等に関する細則の一部を改正する規則
 技能教育施設の指定等に関する細則（平成2年熊本県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条第1項の規定による技能教育のための施設（以下「技能教育施設」という。）の指定等に関し、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）及び技能教育施設の指定等に関する規則（昭和37年文部省令第8号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 各号列記以外の部分中「学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）」を「政令」に改め、同条第5号中「省令第6条第1項」を「政令第33条の2」に、「教育委員会の指定を希望する科目（以下「指定希望科目」という。）」を「連携科目等（同条に規定する連携科目等をいう。以下同じ。）の指定を受けようとする科目」に改め、同条第8号中「（昭和22年法律第26号）」を削る。

第3条の見出し中「届出事項」の次に「等」を加え、同条各号列記以外の部分中「第3条第1項第6号」を「第4条第1項第6号」に、「内容変更の届出をしなければならない」を「教育委員会が定める」に改め、同条に次の1項を加える。

2 政令第34条第1項の規定による届出をしようとする技能教育施設の設置者は、技能教育施設内容変更届出書（別記様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

第4条の見出し中「連携措置に係る科目の指定」を「連携科目等の追加指定等」に改め、同条各号列記以外の部分中「省令第6条第1項」を「政令第34条第2項」に、「連携措置に係る科目の指定を受けよう」を「連携科目等の追加又は変更をしよう」に改め、「第

2 条の規定による技能教育施設の指定の申請と同時に行う場合を除き、」を削り、「連携科目追加指定申請書（別記様式第2号）」を「連携科目等（追加の指定・指定の変更）申請書（別記様式第3号）」に改め、同条第1号中「指定希望科目」を「連携科目等の追加又は変更をしようとする科目」に改め、同条に次の1項を加える。

2 政令第34条第2項の規定による連携科目等の廃止をしようとする技能教育施設の設置者は、連携科目等指定解除申請書（別記様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

第7条を第8条とする。

第6条中「省令第4条及び第6条第1項」を「政令第33条の3、第34条第3項、第35条第2項及び第36条第2項」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（廃止の届出）

第6条 政令第35条第1項の規定による届出をしようとする技能教育施設の設置者は、技能教育施設廃止届出書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第1号（第2条関係）

（表）

年 月 日

熊本県教育委員会 様

申請者 住所

氏名

印

〔 法人にあつては名称及び主たる事務所
の所在地並びに代表者の氏名及び住所 〕

技能教育施設指定申請書

学校教育法第55条第1項の規定による指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

技能教育のための施設	名称								
	所在地								
技能教育を受けることのできる者の資格									
		定員			申請時の実員				
ア 技能教育のための施設の教育を受ける者の総数		人			人				
イ アのうち、申請に係る技能教育を受ける者の総数		人			人				
ウ イのうち、連携措置の対象とする者の総数		人			人				
エ 技能教育のための施設において教育を行う者の総数					人				
オ エのうち、申請に係る技能教育を担当する者の数					人(うち、専任者の数 人)				
カ オのうち、実習を担当する者の数					人				
技能教育の種類	修業年限(年)	科目の名称 (指定を希望する科目を○で囲むこと。)	年間の指導時間数(時間)					同時に技能教育を受ける者の数	
			1年	2年	3年	4年	合計	最小学級の生徒の定員(人)	同時に当該科目の授業を受ける生徒の総定員の最大数(人)
		計							

別記様式第 2 号 (第 3 条関係)

年 月 日

熊本県教育委員会 様

設置者 住所
 氏名 印
 (法人にあつては名称及び主たる事務所
 の所在地並びに代表者の氏名及び住所)

技能教育施設内容変更届出書

技能教育のための施設について、その内容を変更したいので、学校教育法施行令第 3 4 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

技能教育のための施設	名称	
	所在地	
変更事項 (該当する事項の番号を○で囲むこと。)		1 技能教育のための施設の名称及び所在地 2 設置者の氏名及び住所 (法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所) 3 技能教育の種類 4 技能教育の種類ごとの修業年限及び科目ごとの年間の指導時間数 5 技能教育を受ける者の数 6 技能教育を担当する者の数 7 技能教育施設において技能教育を受けることのできる者の資格 8 技能教育施設の施設及び設備の状況 (軽微な変更を除く。)
変更内容	変更前	
	変更後	

備考 この届出書に、変更の理由及び時期を記載した書類を添付すること。

別記様式第2号の次に次の3様式を加える。
別記様式第3号（第4条関係）

(表)

年 月 日

熊本県教育委員会 様

設置者 住所
氏名

印

法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

連携科目等（追加の指定・指定の変更）申請書

連携科目等の（追加の指定・指定の変更）を受けたいので、学校教育法施行令第34条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

技能教育のための施設		名称								
		所在地								
追加の指定										
技能教育の種類	修業年限(年)	科目の名称	年間の指導時間数(時間)					技能教育を担当する者の数(人)	同時に技能教育を受ける者の数	
			1年	2年	3年	4年	合計		最小学級の生徒の定員(人)	同時に当該科目の授業を受ける生徒の総定員の最大数(人)
指定の変更										
技能教育の種類	修業年限(年)	科目の名称	年間の指導時間数(時間)					技能教育を担当する者の数(人)	同時に技能教育を受ける者の数	
			1年	2年	3年	4年	合計		最小学級の生徒の定員(人)	同時に当該科目の授業を受ける生徒の総定員の最大数(人)
		変更前								
		変更後								
		変更前								
		変更後								
		変更前								
		変更後								

別記様式第 4 号 (第 4 条関係)

年 月 日

熊本県教育委員会 様

設置者 住所

氏名

印

〔 法人にあつては名称及び主たる事務所
の所在地並びに代表者の氏名及び住所 〕

連携科目等指定解除申請書

次の連携科目等の廃止をしたいので、学校教育法施行令第 3 4 条第 2 項の規定により、指定の解除を申請します。

技能教育のための施設	名称	
	所在地	
廃止しようとする連携科目等		

別記様式第 5 号 (第 6 条関係)

年 月 日

熊本県教育委員会 様

設置者 住所

氏名

印

〔 法人にあつては名称及び主たる事務所
の所在地並びに代表者の氏名及び住所 〕

技能教育施設廃止届出書

技能教育のための施設を廃止したいので、学校教育法施行令第 3 5 条第 1 項の規定により
届け出ます。

技能教育のための施設	名称	
	所在地	
廃止予定年月日		年 月 日

附 則
この規則は、平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日から施行する。